さくら市農業委員会総会議事録 (平成29年5月定例総会)

- 1. 開催日時 平成29年5月25日 (木) 午後2時00分から午後5時40分
- 2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室
- 3. 出席委員(30人)

| 会長 | 25番 | 田代 | 修一 |
|---------|-----|-----|-----|
| 会長職務代理者 | 30番 | 山﨑 | 國一 |
| 委員 | 1番 | 薄井刊 | 一恵子 |
| | 2番 | 小菅 | 和彦 |
| | 3番 | 中山 | 隆 |
| | 5番 | 齋藤 | 敏一 |
| | 6番 | 平山 | 光邦 |
| | 7番 | 野上 | 春夫 |
| | 8番 | 田代 | 純一 |
| | 9番 | 齋藤 | 克之 |
| | 10番 | 鈴木 | 有一 |
| | 11番 | 小竹 | 勝 |
| | 12番 | 肥後 | 太一 |
| | 13番 | 石塚 | 信行 |
| | 14番 | 手塚 | 栄一 |
| | 15番 | 舟本 | 幸美 |
| | 16番 | 門前 | 義夫 |
| | 17番 | 大塚 | 明美 |
| | 18番 | 渡辺 | 一郎 |
| | 19番 | 大森 | 勝雄 |
| | 20番 | 谷田 | 年美 |
| | 21番 | 宍戸 | 孝男 |
| | 22番 | 手塚 | 靖博 |
| | 23番 | 池田 | 一孔 |
| | 24番 | 落合日 | F枝子 |
| | 26番 | 福田 | 正和 |
| | 27番 | 佐藤 | 利通 |
| | 28番 | 石田 | 多美子 |
| | | | |

29番 小林 功 31番 大木 忠一

4. 欠席委員(人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 1号 非農地証明願について

議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出について

議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 4号 農地法第5条の規定による許可処分後の取消願について

議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 6号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 7号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第 8号 耕作放棄地の非農地通知交付について

報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 鈴木 秀幸

 係長
 和氣 貴子

主査 柴山 雅子

7. 会議の概要

事務局 | 鈴木

定刻になりました。出席委員30名、全員委員の出席ですので、 総会は成立いたします。まず、会長よりごあいさつ並びに開会宣言 をお願いいたします。

会長 田代

こんにちは。ここ連休から天候に恵まれまして農作業も順調進んでいると思います。また、植えつけた苗も育っているようです。また、麦もいい色になっていい麦の刈り入れできるでしょう。牧草もいい取入れになっているようです。本日は朝から、葛城地区の〇〇さんの養豚場の設置状況を農業委員会で転用許可したが計画どおり進んでいないので現場を皆様に見てもらいました。また、隣接地の有限会社〇〇〇も工事が行われています。その他でみなさんのご意見を頂ければと思います。それから次期農業委員の選考はどうにか済んで、後は市長と議会へ任せることになりますが、選考というのは本当に大変なことで、人が人を選考するのは苦しい仕事でした。できればこういう制度でない方が良いと思いましたが、決まりです

からどうしようもありません。また、農業委員会で農地利用最適化 推進委員も何名かオーバーしておりますので、選考しなければなら ないため、選考方法などその他で皆さんと検討していけばと思いま す。本日は、農業振興地域の計画変更に係る意見照会もありますの で、十分な審議をお願いします。

ただいまからさくら市農業委員会 5 月定例総会を開催いたしま す。慎重審議お願いいたします。

事務局 | 鈴木

それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会 長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の 進行をお願いいたします。

議長 田代

それでは、会議に先立ちまして本日午前9時より書類審査及び現 地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたしま す。

第1調査会の委員長からお願いいたします。

15番 | 舟本

本日午前9時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としましては議案第1号1件、議案第4号1件、議案第5号3件、議案第7号2件の合計7件であります。詳細につきましては、後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 田代

次に第2調査会委員長の報告を求めます。

12番 | 肥後

本日午前9時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第2号が1件、議案第3号が2件、議案第7号3件の合計6件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 田代

次に第3調査会委員長の報告を求めます。

18番 渡辺

本日は、調査会の案件はありませんでした。したがって、会議は 開催しませんでしたので報告いたします。

議長 田代

次に第4調査会委員長の報告を求めます。

3番 中山

本日午前9時より1名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第8号2件の合計2件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 田代

それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。

18番の渡辺一郎委員、19番の大森勝雄委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。

議案第1号「非農地証明願について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 | 柴山

議案第1号番号1番について、朗読して説明する。

なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから 20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付する ことは問題ないと考えます。

議長 田代

担当委員の説明を願います。

26番 福田

案内図1-1をご覧下さい。(申請地の場所を説明する。)

本日調査会全員で、案件場所を確認しましたが、事務局の説明ど おり問題はありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 田代

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代

異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。

議案第1号番号1番について承認される方、挙手を願います。

【举手全員】

議長田代

挙手全員で、議案第1号番号1番は原案どおり承認されました。 次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」番 号1番、事務局の説明を求めます。

事務局 柴山

議案第2号番号1番を朗読して説明する。

この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申し

| | | 出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づきまして、2名のあっせん委員の選出をお諮りします。以上です。 |
|-----|----|---|
| 議長 | 田代 | あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願います。 |
| 12番 | 肥後 | 12番肥後太一、24番落合千恵子委員を指名いたします。 |
| 議長 | 田代 | それでは議案第2号番号1番のあっせん委員は、12番肥後太一委員、24番落合千恵子委員を指名いたします。 次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号1番、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 柴山 | 議案第3号番号1番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域 調和要件等許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 |
| 議長 | 田代 | 担当委員の説明をお願いします。 |
| 12番 | 肥後 | 譲渡人と謙受人は、親子関係です。内容については、事務局の説明どおりで何ら問題ありません。よろしくご審議のほどお願いいたします。 |
| 議長 | 田代 | それでは質疑に入ります。 |
| | | 【異議なしの声あり】 |
| 議長 | 田代 | 異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号1番について承認される方、挙手を願います。 |
| | | 【全員挙手】 |
| 議長 | 田代 | 全員挙手ですので、議案第3号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号2番について事務局の説明を求めます。 |

| 事務局 | 柴山 | 議案第3号番号2番について、朗読して説明する。 なお、全部効率的要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地 域調和要件等許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 |
|-----|----|---|
| 議長 | 田代 | 担当委員の説明をお願いします。 |
| 8番 | 田代 | 譲渡人と譲受人はいとこ関係です。譲渡人は東京に住んでいるため農業には携われないための売買です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 田代 | それでは質疑に入ります。 |
| | | 【異議なしの声あり】 |
| 議長 | 田代 | 異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。 議案第3号番号2番について承認される方、挙手を願います。 |
| | | 【全員举手】 |
| 議長 | 田代 | 全員挙手ですので、議案第3号番号2番は、原案どおり承認されました。 次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可処分後の取消願について」番号1番、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 柴山 | 議案第4号番号1番について朗読して説明する。 |
| 議長 | 田代 | 担当委員の説明を願います。 |
| 15番 | 舟本 | 事務局の説明どおりです。この後の議案第5号番号1番で審議されますので、よろしくお願いします。 |
| 議長 | 田代 | それでは質疑に入ります。 |
| | | 【異議なしの声あり】 |
| 議長 | 田代 | 異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。 議案第4号番号1番について承認される方、挙手を願います。 |
| | I | 6 |

【全員挙手】

議長 田代

全員挙手ですので、議案第4号番号1番は、原案どおり承認されました。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」番号1番を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局 柴山

議案第5号番号1番について、朗読して説明する。

なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約0.02haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、住宅で集落に接続して設置されるもので、代替性の確認は不要であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長 田代

担当委員の説明を願います。

15番 | 舟本

案内図5-1をご覧下さい。(申請場所を説明する。)

本申請は、○○○○が一般住宅として転用する案件でございます。 転用行為の必要性は、現在○○○町の賃貸住宅に住んでおり、自己 所有の住宅を建築し生活の安定を図りたいと考えての計画です。土 地の選定理由は、申請地は、上下水道等のインフラが整備されてい ること、国道4号線にも近く交通の利便性が良い事、申請地周辺は 宅地化が進み農地への影響が少ないことで、住宅地として最適地と 考え選定しました。土地利用計画は、建築面積66.45㎡、住宅 敷地は、駐車場2台分、車の回転スペースを設けます。取水は、公 共上水道から給水し、排水は公共下水道に接続します。雨水は、敷 地内の砂利敷き及び植栽部分で浸透処理します。資金計画につきま しては、総事業費2,650万円で、全額金融機関からの融資にて 対応します。周辺農地への被害防除対策は、申請地北側、東側は宅 地、西側は道路、南側は更地でありますので、被害は無いものと考 えております。転用に際しましては周辺に被害のないよう十分注意 します。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお 願いいたします。

議長 田代

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代

異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第5号番号1番について承認される方、挙手を願います。

【全員举手】

議長 田代

全員挙手ですので、議案第5号番号1番は原案どおり承認されま した。続きまして、議案第5号番号2番について、事務局の説明を 求めます。

事務局 柴山

議案第5号番号2番について朗読して説明する。

なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約3.7 h a で、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、一般住宅の敷地拡張で合計面積は500㎡を超えないものですので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長田代

担当委員の説明を願います。

13番 | 石塚

案内図5-2をご覧下さい。(申請地の場所を説明する。)

転用行為の必要性は、建物の配置が西側にずれた位置で、建物ぎりぎりに駐車する予定でしたが、隣接する当該地に越境して駐車することが多くなり、所有者の好意もあり現在に至っているため、今回是正すべき申請に至りました。土地の選定理由は、拡幅できる唯一の土地であるため選定に至りました。現在の所有している土地は、252.03㎡であり、当該地を含めて301.03㎡となり、駐車スペースを確保できる大きさになります。土地利用計画は、砂利を敷き駐車場敷地の一部として、自家用車2台分スペースを確保します。雨水は、敷地内自然浸透です。

資金計画は、土地購入費〇〇万円、自己資金で賄います。以上の 状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長田代

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代

異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第5号番号2番について承認される方、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 田代

全員挙手ですので、議案第5号番号2番は原案どおり承認されま

した。続きまして、議案第5号番号3番について、事務局の説明を 求めます。

事務局 | 柴山

議案第5号番号3番について朗読して説明する。

なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長 田代

担当委員の説明を願います。

13番 石塚

案内図5-3をご覧下さい。(申請地の場所を説明する。)

申請者は、売買で宅地分譲敷地としての転用目的です。申請者は不動産の売買及び建築業を主体とするさくら市に本社を置く会社であります。土地の選定理由は、第1種住居地域と、一部工業地域の指定を受けた用途地域であり、公共上下水道など整備されているなど、住環境に恵まれた土地であります。土地利用計画は、開発区域の総事業面積は、2828.86㎡となります。申請地西側は、フェンスを設けます。区画は9区画で、平均223.71㎡の区画とします。雨水排水は、敷地内に浸透用地を確保し、その用地の中に浸透池を設け敷地内処理とします。給水は公共水道を引込み、排水は公共下水道に接続します。資金計画は、総事業費5,100万円で、自己資金で賄います。周辺農地への影響ですが、周囲に農地もなく土砂等の流出はありません。よって周囲の土地への被害はありません。以上のような状況でございます。ご審議ほどのよろしくお願いいたします。

議長 田代

それでは質疑にはいります。

【異議なしの声あり】

議長田代

異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第5号番号3番について承認される方、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 田代

全員挙手ですので、議案第5号番号3番について原案どおり承認 されました.

続きまして、議案第5号番号4番・議案第5号5番は、上阿久津

台地土地区画整理事業地内なので、一括審議とします。事務局の説明を求めます。

事務局 | 柴山

議案第5号番号4番・議案第5号番号5番について朗読して説明 する。

なお、農地区分は、区画整理地域内でありますので、第3種農地 と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長田代

担当委員の説明を願います。

29番 | 小林

議案第5号番号4番・5番は共に上阿久津台地土地区画整理事業 地域内です、申請人2人共に区画整理地内のアパートに住んでおり、 これからも住み慣れた場所で暮らしたいということで今回の申請に なりました。資金計画ですが、2人ともに全額借入です。金融機関 融資証明書が添付されております。以上のような状況ですので、ご 審議のほどよろしくお願いいたします。

議長田代

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代

異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。

議案第5号番号4番と議案第5号番号5番について承認されるか 方、挙手を願います。

【全員挙手】

議長田代

全員挙手ですので、議案第5号番号4番と議案第5号番号5番は 原案どおり承認されました。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題 に供します。事務局の説明を求めます。

事務局 和氣

この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。

平成29年度第2号 公告予定年月日は平成29年5月31日です。

計画の内容としては、利用権設定については、再設定6件、面積 40,843 ㎡、新規11件、面積98,656 ㎡合計17件、面積139,499 ㎡ です。

さくら市全体の賃借の平均額は、14,100円、物納の平均値 64 kg。 氏家地区の賃借の平均額は、15,300円、物納の平均値は 80 kg。

喜連川地区の賃借の平均額は、11,600 円、物納の平均値は 48 kg となっております。

いずれも1反当たりの数字となっております。

議長 田代

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代

異議なし声以外ありませんので、採決に入ります。

議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」承認される方、 挙手を求めます。

【全員举手】

議長 田代

全員挙手ですので、議案第6号は原案どおり承認されました。

【暫時休憩14時45分から15時00分】

議長田代

再開します。案第7号「農業振興地域整備計画の変更について」 を議題に供します。議案第7号番号1番と2番は関連していますの で、一括審議なります。事務局の説明を求めます。

事務局 和氣

資料は別冊となります。農用地区域の変更明細の記載がございま す。除外が4件、用途区分の変更が2件であります。

議案第7号番号1番と番号2番を一括して朗読して説明する。

議案第7号番号1番は、関連する土地改良区はありません。農用地区域除外後の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地となりますが、不許可の例外要件「住宅で、集落に接続して設置されるもの」に該当するため、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。

議案第7号番号2番は、鬼怒川東部土地改良区と関連がございます。なお、関連する土地改良区には、別途農政課が意見照会を行っております。農用地区域除外後は、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への

復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、 非農地証明書を交付できると判断します。以上です。

議長 田代

担当委員の意見を願います。

12番 肥後

番号1番は、両親の高齢化に伴い、近い場所で面倒見るため、周りの雑種地の土地を含めての一般住宅を建築する計画です。番号2番は、事務局の説明どおりです。よろしくご審議のほどお願いします。

議長田代

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長田代

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第7号番号1番・議案第7号番号2番について承認される方、挙手を求めます。

【全員挙手】

議長田代

全員挙手ですので、議案第7号番1番・議案第7号番号2番は原 案どおり承認されました。

続きまして、議案第7号番号3番について事務局の説明を求めま す。

事務局 和氣

議案第7号番号3番について朗読して説明する。

氏家土地改良区及び鬼怒川東部土地改良区と関連がございます。 なお、関連する土地改良区には、別途農政課が意見照会を行っております。

農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地でありますので、第1種農地となりますが、不許可の例外要件「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。

議長 田代

担当委員の意見を願います。

14番 手塚

事務局の説明どおりです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 田代 それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代 異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。

議案第7号番号3番について承認される方の挙手を願います。

【全員挙手】

議長 田代 全員挙手ですので、議案第7号番号3番は原案どおり承認されま

した。

続きまして、議案第7号番号4番について事務局の説明を求めます。

9

和氣

事務局

議案第7号番号4番について朗読して説明する。

氏家土地改良区と関連がございます。なお、関連する土地改良区には、別途農政課が意見照会を行っております。農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地でありますので、第1種農地となりますが、不許可の例外要件「申請に係る土地の周辺地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。

| まれるものと刊削しまり。以上です。

議長 |田代 | 担当委員の意見を願います。

5番 齋藤 事務局の説明どおりです。午前中現地調査しまして、周辺農地へ

の影響はありません。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 | 田代 | それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代 異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第7

号番号4番について承認される方、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 田代 全員挙手ですので、議案第7号番4番は原案どおり承認されまし

| | | た。 |
|-----|----|---|
| 5番 | 齋藤 | 議案第7号番号5番につきましては、当事者であるため退席いた します。 |
| 議長 | 田代 | 議案第7号番号5番についてですが、農業委員会等に関する法律 第31条の規定により当事者5番齋藤委員の退席を許可します。 【5番齋藤敏一委員退席】 |
| 議長 | 田代 | 続きまして、議案第7号番号5番について、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 和氣 | 議案第7号番号5番について朗読して説明する。 氏家土地改良区及び鬼怒川東部土地改良区と関連がございます。 なお、関連する土地改良区には、別途農政課が意見照会を行っております。用途区分変更後においても農地区分は農用地でありますが、 「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合(農地法第5条第2項ただし書)」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。 |
| 議長 | 田代 | 担当委員の意見を願います。 |
| 11番 | 小竹 | 事務局の説明どおりです。午前中調査会で現地確認しましたが問題はありませんでした、ご審議のほどよろしくお願いすます。 |
| 議長 | 田代 | それでは質疑に入ります。 |
| | | 【異議なしの声あり】 |
| 議長 | 田代 | 異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。 議案第7号番号5番について承認される方、挙手を願います。 |
| | | 【全員挙手】 |
| 事務局 | 田代 | 全員挙手ですので、議案第7号番号5番は、原案どおり承認されました。 |

5番齋藤委員の着席を願います。

続きまして、議案第7号番号6番について事務局の説明を求めま す。 議案第7号番号6番について朗読して説明する。 事務局 和氣 氏家土地改良区と関連がございます。なお、関連する土地改良区 には、別途農政課が意見照会を行っております。用途区分変更後に おいても農地区分は農用地でありますが、「農業振興地域の整備に関 する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定され た用途に供する場合(農地法第5条第2項ただし書)」に該当するも のと思われます。以上です。 議長 田代 担当委員の意見を願います。 事務局の説明内容ですが、午前中現地を第1調査会で見ました。 15番 舟本 この申請場所は、細長い土地で、グリーンライン沿いで自動車の交 通量があります。調査会でもいろいろ考えても農地としても難しい し、「直売場しかないかな」という意見がありました。この場所近く は、信号機があり、自動販売機やテント等の設置で影になり出入り が危険ではないかと意見がでました。以上のようなことでよろしく ご審議のほどお願いします。 議長 田代 それでは質疑に入ります。 16番 門前 先ほどの説明で、4・5年で売上がなかったら、やめると言って いましたが、その後この土地はどうなるのですか。 事務局 柴山 あくまでも、農用地ですので、現状回復を求めることとなります。 12番 肥後 いろいろ意見がありましたので、継続審議でしていただければと 思います。 議長 田代 ただいま継続審議という意見がありました。 継続審議が可能なのか、ただいま農政課の担当者に確認を取りま すので、暫時休憩とします。 【暫時休憩16時00分から16時43分】

会議を再開します。

議長

田代

事務局 柴山

継続審議で農政課へ回答できるのか確認を取りましたが、継続審議という回答は可能ですが、どのような点が不足しているから判断できず、継続審議になるのかを明確にし、そのことについて資料を求めることはできますが、ただしさくら市農業振興地域促進協議会では、農業委員会で継続審議という回答をした場合、意見なしと判断され、この案件は審議の対象となりません。

用途区分の変更における農産物直売所の要件とは、農業者自らが 生産した農産物を販売し、農業者が管理利用する施設となっており ますが、事業計画からみて管理等疑義が生じておりますので、資料 を求めることは可能と思われます。

議長田代

継続審議に承認される方の挙手を求めます。

【挙手多数】

議長田代

議案第7号番号6番は、継続審議とします。

次に、議案第8号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を 議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 | 柴山

議案第8号番号1番について朗読して説明する。

事務局 和氣

土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真で説明する。)

農振白地で、土地改良は未実施です。平成28年8月31日、大 森勝雄委員、谷田年美委員と事務局職員で確認しております。

議長 田代

担当委員の説明を願います。

19番 大森

ただいま事務局の説明どおりです。何十年も入れない状況です。 農地に復元することは困難です。ご審議のほどよろしくお願いいた します。

議長 田代

それでは、質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 田代

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第8 号番1番について承認される方、挙手を求めます。

【全員举手】

議長 田代

全員挙手ですので、議案第8号番号1番は原案どおり承認されま した。続きまして、議案第8号番号2番について事務局の説明を求 めます。

事務局 柴山 事務局 和氣

議案第8号番号2番について朗読して説明する。

土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真で説明する。)

農振農用地で、土地改良は未実施です。平成28年9月2日、佐藤利通委員及び事務局職員で現地を確認しております。

議長田代

担当委員の説明を願います。

27番 佐藤

この場所は大変荒廃地になっており、農地への復元は困難です。 よろしくご審議のほどお願いします。

議長 田代

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長田代

異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第8 号番号2番について承認される方、挙手を求めます。

【全員挙手】

議長田代

全員挙手ですので、議案第8号番号2番は原案どおり承認されました。

続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から5番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から8番は、お目通しをお願いします。

本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちまして、さくら市 農業委員会5月定例総会を閉会いたします。

(午後5時40分閉会)